

令和6年4月1日

関係各位

廿日市市産業部観光課長

「廿日市市教育旅行等バス代補助金」について（ご案内）

平素より、市政運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、教育旅行の誘致及び中山間地域の観光誘客の促進を図るため、令和6年4月から、中山間地域（佐伯地域及び吉和地域）で実施する教育旅行等に係る貸切バス経費の一部を補助します。教育旅行等を実施する場合には、本補助金制度の活用についてご検討ください。

**【補助制度の概要】**

1 補助の対象

- (1) 中山間地域の有料施設（宿泊、体験等）を1箇所以上利用する教育旅行等であること
- (2) 1団体・1旅行当たり10名以上（乗務員・バスガイド・添乗員、保護者等は含まない）の教育旅行等であること。

※「教育旅行等」：小学校・中学校・高等学校等の学校行事で行われる、修学旅行、林間学校、野外活動、スキー教室などの教育旅行、小学校・中学校・高等学校等のクラブ活動（各種大会への参加のみを目的とする旅行等を除く）、スポーツ少年団及び子ども会等が行う野外活動、レクリエーション活動をいう。

2 補助対象者（申請者）

- (1) 教育旅行等の実施主体者（小学校、中学校、高等学校、スポーツ少年団、子ども会等）
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者

3 補助金の額、限度額等

- (1) 中山間地域で宿泊した場合、貸切バス1台につき6万円
- (2) 中山間地域で宿泊しない場合、貸切バス1台につき3万円

※1団体・1旅行当たり貸切バス3台分を限度とし、当該教育旅行等に係る貸切バス料金の総額を超えない範囲内で交付する。

4 対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日までに終了する旅行

※対象期間内においても、予算の上限に達した場合は受付を終了します。

※旅行開始の14日前までに補助金の交付申請を行うこと。

ただし、4月実施分については、14日以内又は事後の申請を可とする。

**【廿日市市ホームページ】**

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/26/108552.html>

問い合わせ 観光課観光振興係 担当：空 電話：0829-30-9141
--

# バス経費の一部を補助します

バ

廿日市市

中山間地域  
(佐伯地域・吉和地域)を  
目的地とした修学旅行等向け

ス

# 補助金

代



## 令和6年度廿日市市教育旅行等バス代補助金

### 補助対象

- 中山間地域(佐伯地域・吉和地域)の有料施設(宿泊、体験等)を1カ所以上利用する教育旅行またはバスツアーであること
- 10名以上の旅行であること  
※ただし、乗務員・バスガイド・添乗員・保護者等は含まない

《注意》  
「教育旅行等」とは、小学校・中学校・高等学校等の学校行事として行われる、修学旅行、林間学校、野外活動等を指す。また、クラブ活動(単なる大会参加等は除く)スポーツ少年団や子ども会等が行うレクリエーション活動等も含むものとする。

### 補助額

- 中山間地域で宿泊する場合 : 6万円(バス1台につき)
- 中山間地域で宿泊しない場合 : 3万円(バス1台につき)

《注意》  
1回の申請当たり、バス3台までとする。ただし、バス経費額を上回らないこと。

### 補助対象者(申請者)

- 教育旅行等の実施主体者(小学校、中学校、高等学校、スポーツ少年団等)
- 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者

### 対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日までに終了する旅行

※対象期間内においても、予算の上限に達した場合は受付を終了します



※4月実施分については、遡って申請可能

～お問い合わせ(申請先)～

## 廿日市市産業部観光課

(受付時間: 8:30~17:15)

📍 廿日市市下平良1-11-1  
(廿日市市役所 6階)

☎ 0829-30-9141

✉ kanko@city.hatsukaichi.lg.jp



↑HPIはコチラ